

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年9月1日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 卷 克 恕

**新潟県人事委員会規則第6-1806号**

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則第6-118号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
<b>別表第1（第2条関係）</b>				<b>別表第1（第2条関係）</b>			
組織上の区分		職	区分	組織上の区分		職	区分
(略)				(略)			
警察	(略)			警察	(略)		
	警察署	新潟警察署長	3種		警察署	新潟中央警察署長	3種
		(略)				(略)	
		新潟警察署副署長				4種	
(略)	(略)						
(略)	刑事官	5種	(略)	刑事官	5種		
(略)			(略)	交通官			
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			

**附 則**

この規則は、平成29年9月1日から施行する。